



税理士法人アリオン

[本社]
福岡市中央区渡辺通1丁目1-1サンセルコビル7階
Tel: 092-724-1118・1128 Fax: 092-724-1138
[東京事務所]
東京都中央区湊3丁目11-7湊92ビル 6階
Tel: 03-5542-0982 Fax: 03-5542-0986
[栃木事務所]
那須塩原市下永田2丁目1045-3-D102
Tel: 0287-46-5722 Fax: 0287-46-5723

NEWS RELEASE NEWS RELEASE

2020年厚生労働白書！人生100年時代を見据えて

令和初の厚生労働白書をどう読む？
2040年が高齢化のピーク！
社会保障費は平成の間に2倍強に！



今年10月に発表の厚生労働白書では、平成の30年間の社会変容と2040年に向けた今後20年間の変化の見通しを踏まえて「人生100年時代を見据えた提言」をしています。

なぜ令和初の白書？



●令和元年版白書は欠番？

去年発表の白書は2018(平成30)年版なので、令和元年版は発行されないことに。

厚生労働白書は毎年発表されており、欠版は1994(平成6年)版が発行されなかった時以来、25年ぶりのことです。

●過去の厚生労働白書を見ると



年版	発表日	サブタイトル
2013(平成25)	2013/9/10	若者の意識を探る
2014(平成26)	2014/8/1	健康長寿社会実現に向けて
2015(平成27)	2015/10/27	人口減少社会を考える
2016(平成28)	2016/10/4	人口高齢化社会を乗り越える社会モデルを考える
2017(平成29)	2017/10/24	社会保障と経済成長
2018(平成30)	2019/7/9	障害や病気と向き合い、全ての人が活躍できる社会に
2020(令和 2)	2020/10/23	令和時代の社会保障と働き方を考える

●2018年版が年を越したの？

厚生労働白書は概ねその年10月には発表されていましたが、2018(平成30年)版は年内には発表されず、翌年7月までずれ込むという前代未聞に事態になりました。

<背景に統計の偽装や不正問題が>

2018年来の中央省庁などによる障害者雇用や労働時間の「偽装」問題、さらには19年になってからは厚労省の毎月勤労統計の不正問題の発覚で、大幅な修正が必要になり、公表が遅れることに。

●野党はアベノミクス偽装だと？

国の基幹統計である毎月勤労統計の不正について、野党からは官邸への忖度によるものだとか、「アベノミクス偽装」なる言葉まで生まれて、アベノミクスの効果を大きく見せ、喧伝するために行ったとの批判もありました。

<2004年から続いていた組織的不正>

実際にはアベノミクスとは関係なく2004年から行われ、官庁統計の信頼を失墜させたばかりでなく、失業者の失業給付が本来額より低くなっており、その追加給付のために政府は閣議決定した予算案を増額修正する事態に。

●年初からコロナに忙殺され！

今年に入ってから厚労省は新型コロナ危機への対応に忙殺されたため、令和元年版の発行が見送られ、今回が令和初の白書となりました。新型コロナ感染症拡大の影響も踏まえ、ポスト・コロナ社会を展望しつつ、今後の社会保障制度や医療体制について取り上げています。

●今年の「人口100人でみた日本」

白書は毎年、「人口100人でみた日本」と題したデータを公表しています。2019年までの統計なので新型コロナの影響は反映していません。

<医療について> 日本を100人の国としたら！

- 日常生活の悩み・ストレスを感じる **47.9人**(12歳以上)
- 健診・人間ドックを受けている：**69.6人**(20歳以上)
- 病気やケガで通院している：**40.4人**(熊本県除く)
- 生活習慣病患者：がん**1.4人**、高血圧性疾患**7.8人**、糖尿病**2.6人**、心疾患**1.4人**、脳血管疾患**0.9人**
- タバコを吸うのは：**17.8人**(20歳以上)
- 生涯でがんになる：男性**30.8人**、女性**24.9人**

人生100年時代に向けて

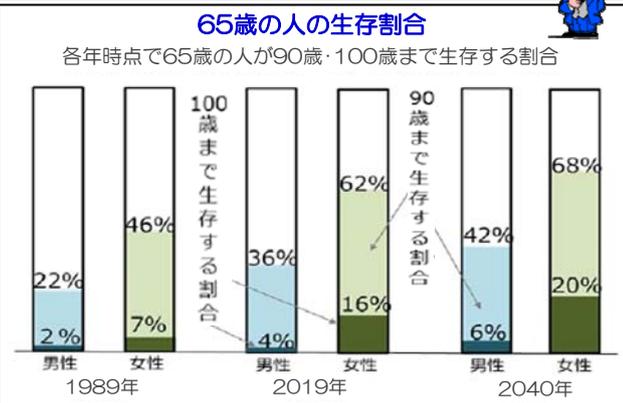


●平成30年間とこの先の20年

平成の30年間を振り返りつつ、高齢化がピークを迎える2040年を見据えています。

<20年後には人生100年時代が！>

- 平均寿命は平成30年間に約5年伸び、さらに2040年にかけて約2年伸びる見通し。
- 2040年時点で65歳の人は**男性の約4割が90歳まで**、**女性の2割が100歳まで**生きると推計され「人生100年時代」が射程に。



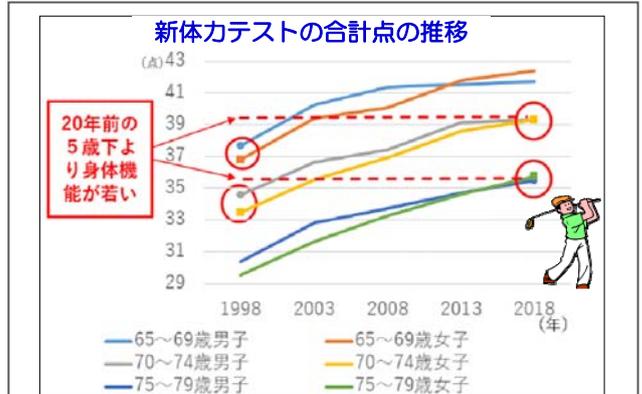
●高齢者像が大きく変化！



人々の意識の中で、高齢者像も変化しており、「高齢者は何歳以上か」との質問に2014年では「65歳以上」とする人は1割に満たず、「70歳以上」「75歳以上」がそれぞれ約3割、「80歳以上」が約2割と回答。また、「年齢では判断できない」が近年かなり増えています。

●身体機能が若返り、健康寿命が！

体力テストの合計点は、2018年には男女ともに65歳以上で20年前の5歳下より身体機能が若い結果に。歩行速度も1996年から10年間で向上。健康寿命は2001年から2016年の15年間で男女ともに伸びており、2040年までにさらに**3年延伸が目標**とされています。



<平均寿命と健康寿命>

	2001年		2016年	
	男性	女性	男性	女性
平均寿命	78.07歳	84.93歳	80.98歳	87.14歳
健康寿命	69.40歳	72.65歳	72.14歳	74.79歳

約50年間の変化！

<平成の30年間と、2040年にかけての社会の変容(主なもの)>

		1989 (平成元年) 年	2019 (令和元) 年	2040 (令和22) 年		
1	高齢者数 (高齢化率)	1,489万人 (12.1%)	3,589万人 (28.4%)	3,921万人 (35.3%)		
2	その年に65歳の方が各年齢までに生存する確率	90歳	男22% 女46%	男36% 女62%	男42% 女68%	
		100歳	男2% 女7%	男4% 女16%	男6% 女20%	
3	出生率/合計特殊出生率	125万人/1.57	87万人/1.36	74万人/1.43		
4	未婚率 (35~39歳)	男19.1% 女7.5%	男35.0% 女23.9%	男39.4% 女24.9%		
5	平均世帯人員	2.99人	2.33人 未婚者増加	2.08人		
6	就業者数 (うち医療福祉従事者数)	6,128万人 (221万人)	6,724万人 (843万人)	5,245~6,024万人 (1,070万人)		
7	就業率	女性	25~29歳	57.3%	82.1%	84.6% 就業者減少
			30~34歳	49.6%	75.4%	83.4%
		高齢者	60~64歳	52.3%	70.3%	80.0%
			65~69歳	37.3%	48.4%	61.7%
8	非正規雇用労働者数 (割合)	817万人 (19.1%)	2,165万人 (38.3%)			
9	1世帯当たり平均等価所得 (実質)	368.7万円	346.0万円	非正規雇用が倍増 世帯所得は減少!		
10	スマートフォン保有世帯割合	0%	79.2%			
11	「形式的つきあいが望ましい」とする割合	親戚 13% 同僚 15% 隣近所 19%	親戚 26% 同僚 27% 隣近所 33%			
12	社会保障給付費 (対GDP比)	47.4兆円 (10.5%)	117.1兆円 (21.4%)	188.2~190.0兆円 (23.8~24.0%)		



<平均寿命と健康寿命の差が！>

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」で、自立して健康で生きられる期間のこと。2016年では平均寿命と健康寿命の差が**男性8.84年、女性12.35年**。この期間は病気や障害で介護が必要になる。

●生涯現役で社会参加の実現を！

白書は「健康寿命の伸びとともに、ライフステージに応じてどのような働き方を選ぶか、就労以外の学びや社会参加をどのように組み合わせ合わせていくかといった生き方の選択を支える環境整備が重要になる」としています。

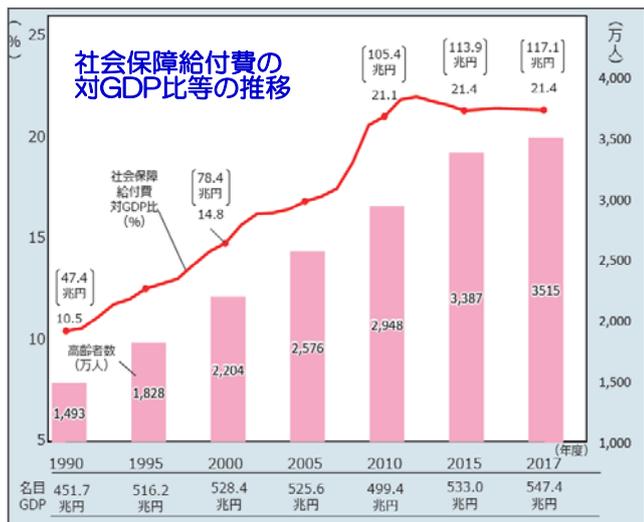
担い手不足と人口減少社会

●人口構造の変化と社会保障費

1989年から、高齢化がピークに近づく2040年までの約50年間の変容を推計を含めて紹介しています。高齢者数は人口の12.1%の1,489万人から35.3%を占める3,921万人に増える一方、出生数は125万人から74万人に減少します。人口構造の変化とそれに伴う社会保障に必要な費用が膨張することを指

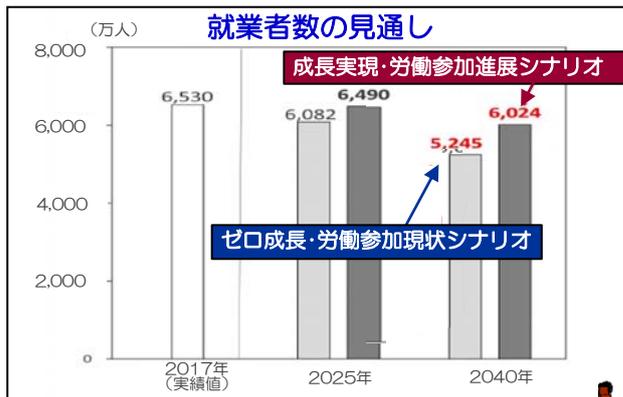
●社会保障の給付規模2倍強に

社会保障給付のGDPに占める割合は1990年から2017年にかけての27年間で、10.5%から21.4%へと2倍強に増加。高齢化ピークとなる2040年には24%近くになる推計も。



●今後20年で働き手が2割減る？

我が国の人口は今後大きく減少しますが、それに伴い就業者数も大きく減少していきます。2017年の就業者数が6,530万人で、ゼロ成長で労働参加が現状なら2040年には5,245万人に減少するシナリオもあるため、今後20年で就業者数が2割減ることに。



●5人に1人が医療福祉分野？

高齢化が一段と進む中、医療・福祉分野の就業者の需要が高まり、2040年には1,070万人と、就業者全体の5人に1人が医療福祉分野で必要になるとして、就業者減少の中、人手不足が深刻化する懸念を示しています。

<医療福祉現場の生産性向上を> 高齢者の就労や社会参加を促し、健康寿命を伸ばす取り組みと、医療現場の生産性向上が急務としている。

●人口減少社会と少子化対策

長期的な人口の見通しも踏まえた少子化への対応が重要としています。



●地縁・血縁・社縁が弱まる！

平成の30年間で3世代世帯が4割から1割に減少するなど、世帯構造は大きく変化。2040年には単独世帯が4割に。地縁、血縁、社縁が弱まり、新たなつながりと支え合いが必要に。

<生活の支えが必要な高齢世帯が増加>

「日頃のちょっとした手助けが得られない」や、「介護や看病で頼れる人がいない」など生活の支えが必要な高齢者世帯は、過去25年で3.6倍程度増加。2040年でさらに1.4倍に増加見込み。



所得税改正 & コロナ禍—来年の確定申告のポイントは？

●富裕層はコロナ禍でも増税へ！



◆年収850万円超のサラリーマンは増税

給与年収850万円超で給与所得控除額（経費相当額）が195万円まで頭打ちとなり、昨年より税負担が増えることに…。

◆公的年金控除も一律10万円引下げに

年金以外の所得が1,000万円なら控除額は10万円、1,000万円超2,000万円以下が20万円、2,000万円超で30万円引き下げられます。

◆基礎控除は増額も高所得ではゼロ！

昨年まで一律38万円だった基礎控除は、10万円増額されて48万円となりましたが、所得2,400万円超の高所得者層については減額（下記）され、2,500万円超ではゼロと実質増税へ。

合計所得金額	基礎控除	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0万円	

●コロナで受けた損失の取扱い

◆青色申告と白色申告の違い

個人事業主がコロナで受けた損失は、青色申告か白色申告かで取り扱いが異なります。

「今年の収入-経費」がマイナス（赤字）の場合、青色申告なら3年間の繰り越し（または前年所得と相殺して所得税の還付申告）ができますが、白色申告では“災害損失”だけを繰り越せます。

	青色申告	白色申告	
	(内容は問わない)	災害損失	左記以外
繰越控除	3年間赤字を繰り越し	3年間赤字を繰り越し	× (対象外)
繰戻還付	前年の黒字と相殺して還付	× (対象外)	

◆災害損失として繰り越せる損失

- ・ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ・ 感染者発生に伴って廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などの消毒費用
- ・ 感染防止のためのマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・ イベント中止で廃棄した商品等の廃棄損



◆災害損失として繰り越せない損失

- ・ コロナによる売上減少
- ・ 休業期間中の人件費
- ・ イベント中止のキャンセル料、会場借上料、備品以外料



●PCR検査費は“医療費になる”？



◆医療費となるコロナ検査費用は？

新型コロナの検査費用は、医師の判断で受ければ医療費ですが、自分の判断で受けただけは医療費控除の対象となりません。ただし、陽性と判明した場合は、医療費に加えてもOK。人間ドックの結果病気が発見されたときに費用が医療費となるのと同様です。

検査別医療費控除の可否一覧

検査名	医師の判断		自己判断	
	陽性	陰性	陽性	陰性
PCR検査	○	○	○	×
抗原検査	○	○	○	×
抗体検査	○	○	○	×

◆マスクや消毒費用は？



医療費は、“医師の診療、治療のための費用”に限定されるため、予防費用は対象外。マスクや消毒液、近い将来登場するワクチン接種も、残念ながら医療費控除の対象にはなりません。

陽性と判明した後の自宅の消毒費用も医療費控除の対象外。ただし、自宅で開業している個人事業主の場合、事業割合に応じて、一部は事業経費に計上できます。

●コロナ支援金にも税金がかかる！？



コロナ関連の補助金や助成金で収入減をカバーした方も多いはずですが、給付内容によっては確定申告が必要な場合があるのでご注意を！

新型コロナウイルス関連の助成金等の課税関係

No	所得区分	種類	内容
1	事業所得	収入減や賃金などの補てん	持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、感染拡大防止協力金 など
2	一時所得	GO TO キャンペーンの給付金等	他の一時所得と合算して50万円超の場合は課税対象
3	雑所得	1.2以外の助成金	給与所得以外が20万円超は課税
4	非課税となるもの	法律で非課税と定めるもの	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 特別定額給付金 子育て世帯の臨時特別給付金
		学資の補助	学生支援緊急給付金
		心身、資産への損害見舞金としての給付	低所得者のひとり親への給付金 感染症対応従事者への慰労金 ベビーシッター利用の割引券等